

平元小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」及び平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」の趣旨を踏まえ、本校では、全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象とした、学校内外のいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの定義やいじめが決して許されない行為であること、ネット上の不適切な書き込み等もいじめに発展する可能性があること、いじめが心身に重大な影響を及ぼすこと、いじめが犯罪行為として取り扱われる場合があることなどを理解させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、思いやりの心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努める。
- (4) 子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるように、子どもとともに、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取組を進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。
- (5) 分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (6) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
- (7) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、管理職と関係職員による「学校いじめ防止対策委員会」（すこやか委員会）を設置する。

2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、児童が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努める。
- (3) 小規模校のよさを生かし、学級担任による毎日の全児童との会話を大切にする、清掃時や集会時、休み時間などを活用し、複数の職員が目でも多面的に児童理解に努めることなどを心がけ、情報を共有し、全職員による早期対応に結び付ける。

3 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の生命・心身の安全を確保し、いじめたとされる児童や関係する児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (2) 組織的かつ実効的な対応を行うとともに、家庭や鹿角市教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- (3) 重大事案が発生した場合には、直ちに鹿角市教育委員会に報告し、鹿角市教育委員会の指導助言の下、「学校いじめ防止対策委員会」（すこやか委員会）に、関係する専門家を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。

4 地域や家庭との連携

- (1) PTAや学校評議員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設定する。
- (2) 体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実、学校支援地域本部事業の活用等により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校のホームページで公開する。

※策定にあたっての留意点

<学校基本方針の内容例>

- ・いじめの防止のための取組
- ・いじめの早期発見・早期対応の在り方
- ・いじめが発生した場合の対処
- ・PDCA

- ・教育相談体制
- ・生徒指導体制
- ・校内研修
- ・チェックリスト

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」 P 14～15

<策定に当たって>

策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等、地域の方々にも参画してもらうことが有効。また、児童の意見を取り入れるなど、主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。策定した方針については、学校のホームページなどで公開する。

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」 P 14～15

<いじめの定義>

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

いじめ防止対策推進法第2条第1項、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」 P 3

<いじめに対する措置>

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、直ちに情報を共有して、事実関係の把握を組織的かつ実効的に行う。

いじめの事実が確認された場合は、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた児童を守り通すことを前提として、当該児童及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。その際、児童の実態に応じて教育的配慮の下、適切かつ真摯に対応する。

なお、重大事態と認められる場合、関係機関等の協力・助言を得ながら「学校いじめ調査委員会」を設定し、事実関係を明確にするための調査を行い、事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に必要な措置を講ずる。

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」 P 18

<いじめの解決>

加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」 P 7

<いじめ防止に向けての組織>

第22条の規定に基づき、学校はいじめ防止等に向けて組織的且つ実効的な対応を行うため管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等から成る校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」 P 15